

令和7年4月改定

生活保護のしおり

このしおりは、生活保護の決まりや支援内容について書かれたものです。必ずお読みになり、制度について理解を深めてください。分からないことや相談したいことがある方は、お気軽に福祉事務所までお尋ねください。また、必要な時にいつでも見られるよう大切に保管しておいてください。

天理市社会福祉事務所

(天理市役所 社会福祉課 厚生係)

代表電話 0743-63-1001

内線 724・747・748・737

もくじ 目次

せいかつ ほ ごと 生活保護とは.....	2
ほ ごと ようけん 保護の要件について.....	3
ほ ごと う ゆうせん 保護を受けるうえで優先すること.....	5
ほ ごと しんせい なが 保護申請の流れ.....	6
しきゅう ほ ごと ひ 支給される保護費.....	8
ほ ごと ひ しゅるい 保護費の種類.....	9
いちじ ふじょ 一時扶助.....	10
ほ ごと じゅきゅうちゅう げんがく めんじょ 保護受給中に減額・免除されるもの.....	13
ほしやう けんり 保障されている権利.....	14
せいかつ ほ ごと じゅきゅうちゅう まも 生活保護受給中に守っていただくこと.....	14
しゅうろうしゅうにゅう たい こうじょ 就労収入に対する控除.....	16
しゅうろうし えん 就労支援.....	17
しどう しじ 指導と指示.....	18
ほ ごと ひ へんかん 保護費の返還.....	19
いりようきかん 医療機関にかかるとき.....	20
かいご 介護をうけたいとき.....	21
みんせいいいん 民生委員とケースワーカー.....	22
せいかつ ほ ごと ひつよう 生活保護が必要なくなったとき.....	23

せいかつ ほ ご 生活保護とは

せいかつ ほ ご じぶん のうりよく しさん かつよう どりよく せいかつ
生活保護とは、自分たちの能力や資産などを活用し、あらゆる努力をしてもなお生活が
ばあい くに きじゆん したが かね ぶっし しきゆう かに せたい
できない場合に、国の基準に従いお金や物資を支給することで、あなたの家庭（世帯）
さいていげんど せいかつ ほしやう じりつ せいかつ おく しえん せいど
の最低限度の生活を保障するとともに、※自立した生活が送れるように支援する制度で
す。

※自立… おお わ じりつ りようしゃ あ しえん おこな
大きく分けて「3つの自立」があり、利用者に合わせた支援を行います。

にちじょうせいかつじりつ しんしん けんこう かいふく いじ じぶん じぶん けんこう せいかつ かんり おこな
○日常生活自立… 心身の健康を回復・維持し、自分で自分の健康や生活管理を行
うなど、自立した生活を送ること

しゃかいせいかつじりつ しゃかいてき かいふく いじ ちいきしゃかい いちいん じゅうじつ
○社会生活自立… 社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した
せいかつ おく
生活を送ること

けいざいてきじりつ しゅうろう じしん しゅうにゅう せいかつ おく
○経済的自立… 就労することなどにより、自身の収入で生活を送ること

ほ ご う こくみん けんり 保護を受けることは国民の権利です

にほんこくけんぼうだい25じょう こくみん けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ いとな けんり
日本国憲法第25条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利
ゆう さだ わたし だれ せいかつ こま けんり せいかつ ほ ご しんせい
を有する」と定めており、私たちは誰でも、生活に困ったときは権利として生活保護を申請
することができます。

ぼうりよくだん かにゆう かた どうきよにんぶく りだつ かくにん かぎ
ただし、暴力団に加入している方（同居人含む）については、離脱が確認できない限

せいかつ ほ ご じゆきゆう
り生活保護を受給することはできません。

保護の要件について

生活保護はまず、利用できる資産・能力・その他あらゆるものを、生活の維持のために活用することを要件とします。

1. あなたやあなたの家族（世帯）で働ける人は、能力に応じて働いてください。
2. 保有する現金や預貯金は活用してください。（電子マネーも含む）
3. 解約返戻金が生じる生命保険（学資保険を含む）に加入している場合は、原則として解約して返戻金を活用する必要があります。ただし、一部例外的に保有を認められる場合があります。
条件は以下のとおりです。

<p>生命保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 解約返戻金が少額 (医療費を除く最低生活費の約3か月分を下回る金額) ➤ 毎月の保険料が、医療費を除く最低生活費の約1割を下回る金額
<p>学資保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 同居の子が18歳以下の時に、同一の子が満期保険金（一時金等を含む）を受け取る契約 ➤ 満期保険金（一時金を含む）又は満期前に解約した場合の返戻金を、同居の子の就学費用に充当するもの ➤ 保護開始時点でその世帯の解約返戻金の合計額が50万円以下

4. 貴金属、有価証券などは処分して、生活費に充ててください。

5. 社会保障制度を活用してください。具体例は以下のとおりです。

ねんきん 年金	ろうれいねんきん 老齢年金	しゃかいほけん 社会保険	けんこうほけん 健康保険
	しょうがいねんきん 障害年金		こようほけん 雇用保険
	きぎょうねんきん 企業年金		ろうさいほけん 労災保険
てあて 手当	とくべつしょうがいしやてあて 特別障害者手当	いりよう 医療	じりつしえんいりよう 自立支援医療
	しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当		していなんびよう 指定難病
	じどうてあて 児童手当	きょういく 教育	とくていりりようじゆきゆうしやしや (特定医療受給者証)
	じどうふようてあて 児童扶養手当		しゅうがくえんじよひ 就学援助費

6. 自動車の保有は原則として認められません。また、他人名義の自動車を使用することも認められません。ただし、障害をお持ちの方や公共交通機関の利用が著しく困難な地域にお住まいの方の通院・通勤などに必要な場合には、自動車の保有が認められる場合があります。

また、保護開始の時点で失業や傷病で仕事に就けない状態であっても、約6か月以内に就職などで保護から脱却することが確実に見込まれる場合には、一時的に処分を保留できる場合があります。

7. 土地・家屋などの資産は、原則として処分するなどして活用してください。ただし現在居住している不動産については、要件を満たせば保有が認められる場合があります。

8. そのほかの資産についても、基本的には活用していただく必要がありますが、一定の条件のもとで保有を認められるものもあります。

(125cc以下の原動機付自転車など)

ほごう ゆうせん 保護を受けるうえで優先すること

せいかつ ほご みんぽうじょう ふようぎむ おやこ きょうだい しまいかん ほう ゆうせん
生活保護よりも民法上の扶養義務（親子・兄弟・姉妹間）の方が※優先されますの
で、ご親族などから援助を受けられる場合は受けてください。

ふよう かのう はんい う えんじょかのう ふようぎむしゃ
なお、扶養は可能な範囲で受けていただくものであって、援助可能な扶養義務者がい
ることで生活保護が申請できないということではありません。

ほご ゆうせん しおく ふようぎむしゃ きんせんてきえんじょ おこな
※保護に優先される… 仕送りなど、扶養義務者から金銭的援助が行われたときには、あなた
の収入として取り扱われ、その分保護費が減額されます。

みんぽう さだ ふようぎむしゃ ふよう かのうせい かた ないえんかんけい
民法に定められた扶養義務者、もしくは扶養できる可能性がある方（内縁関係など）
には、どの程度の援助が可能なのか申請後に調査を行います。扶養義務の履行が
期待できないとき（親族が高齢者や未成年者の為、扶養が見込めないなど）や、DV・
虐待などの事情がある場合は配慮いたしますので、ご相談ください。



ほごしんせいなが 保護申請の流れ

そうだん 相談

せいかつ こま せいかつ ほごせいど き かと ふくし
生活に困って生活保護制度についてお聞きになりたい方は、福祉
じむしょ そうだん
事務所までご相談ください。

しんせい 申請

げんそく ほんにん しんせい ひつよう え じじょう
原則として本人による申請が必要になりますが、やむを得ない事情で
ほんにん しんせい ふようぎむしゃ か かと しんせい
本人が申請できないときは、扶養義務者など代わりの方が申請すること
かのう
も可能です。

ちようさ 調査

しんせいご ふくしじむしょ たく ほうもん
申請後、福祉事務所のケースワーカーがあなたのお宅に訪問などをし
げんざい じようきよう ぐたいてき ちようさ
て、現在の状況を具体的に調査いたします。

おも ちようさないよう ○主な調査内容

- かぞく せたい しゅうにゅう
家族（世帯）の収入はどれくらいか
- かつよう しさん
活用できる資産があるか
- ねんきん てあて きゅうふ う
年金、手当などの給付を受けられるかどうか
- びようき しょうがい じようきよう ていど しごと
病気や障害の状況、どの程度の仕事ができるか
- おや こ きょうだいしまい えんじょ う
親、子、兄弟姉妹からの援助は受けられるか など



そのほか、必要に応じて関係機関（官公署、金融機関、医療機関、
 保険会社など）に調査をします。

けってい
決定

つうち
通知

調査をもとに算出したあなたの世帯の収入や資産と、国が定めている
 最低生活費を比べて、生活保護が必要かどうか決定します。

保護が受けられるかどうかは、申請した日から原則として14日以内に
 通知いたします。

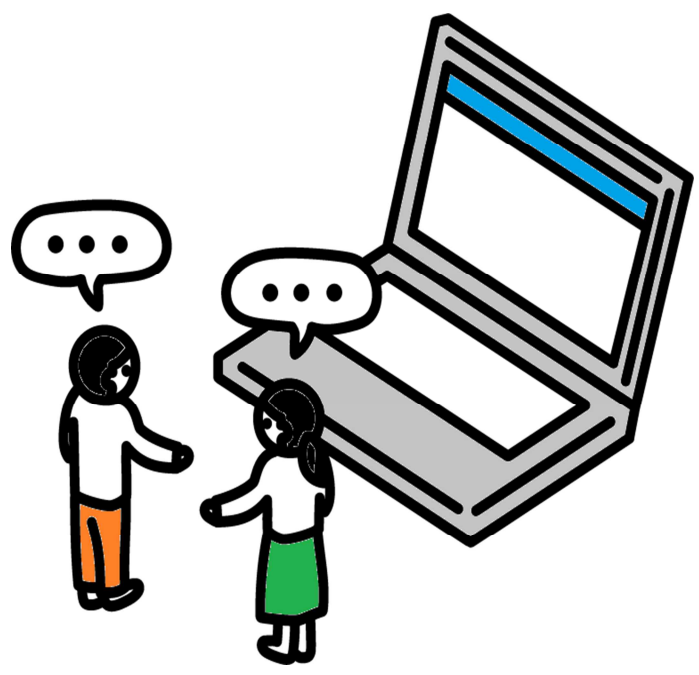
（調査に時間を要する場合は14日を越えることもあります）

● 保護費の支給方法

保護費の支給は毎月5日（土日や祝祭日であれば前開庁日）です。原則として口
 座振込で支給します。ただし、特別な事情がある場合は窓口で支給します。

家賃と共益費については、原則と
 して福祉事務所が指定先に直接
 支払います。

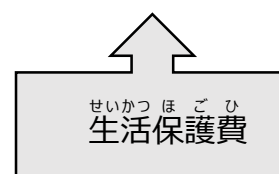
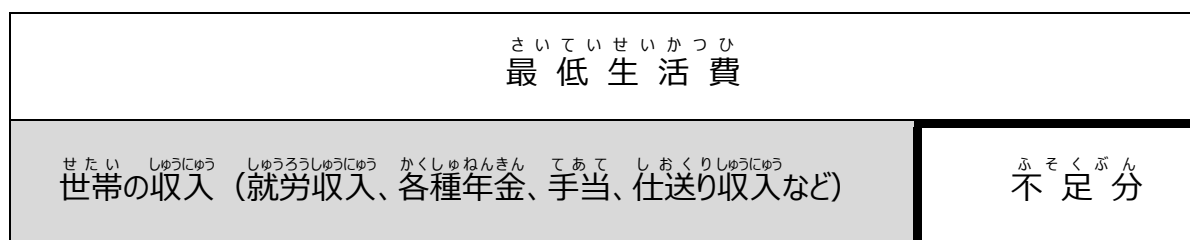
医療や介護の費用についても、
 福祉事務所が医療機関や介護
 機関に直接支払います。



しきゅう ほごひ 支給される保護費

せいかつ ほご げんそく せたいたんい おこな くに さだ さいていせいかつひ
生活保護は、原則として世帯単位で行います。そして国が定めている※最低生活費と
せたい すべ しゅうにゅう くら しゅうにゅう ほう た た ぶん せいかつ
あなたの世帯の全ての収入を比べて、収入の方が足りていなければ、足りない分を生活
ほごひ しきゅう ちょうさ けっか さいていせいかつひ しゅうにゅう ほう うわまわ
保護費として支給します。調査の結果により、最低生活費よりも収入の方が上回ることが
かくにん ほご しんせい きゃっか
確認できれば、保護の申請は却下になります。

※最低生活費… あなたの世帯の人数や年齢、お住まいの地域などに応じて計算した 1
げつぶん せいかつひ こべつ じじょう しょうがい ぼし
か月分の生活費のことです。また、個別の事情（例：障害、母子）が
ある方は、加算などにより対応いたしますので、事情が分かるものをお見
かた かさん たいおう じじょう わ
せください。（例：身体障害者手帳）



ほごひ しゅるい 保護費の種類

ほごひ いか しゅるい ひつよう おう しきゅう
保護費には以下の8種類があり、必要に応じて支給されます。



せいかつふじよ たもの いふく でんき すいどう にちじょうせいかつ ひつよう ひよう
生活扶助… 食べ物、衣服、電気、ガス、水道など、日常生活に必要な費用

1 1月から3月までは暖房費として「冬季加算」が追加されます。

※その他、世帯の事情により付与される加算…母子加算 児童

よういくかさん しょうがいしゃかさん かいごほけんりようかさん
養育加算 障害者加算 介護保険料加算など



じゅうたくふじよ やちん ちだい じゅうたく ほしゅう しききん ひよう
住宅扶助… 家賃、地代、住宅の補修、敷金などの費用



きょういくふじよ ぎむ きょういく う ひつよう ひよう
教育扶助… 義務教育を受けるために必要な費用

がくようひん きょうざいひ
学用品や教材費など



いりようふじよ びょうき しんさつ くすりだい ちりょうざいりようひ
医療扶助… 病気やケガの診察、薬代、メガネやコルセットなどの治療材料費

つういん こうつうひ
通院されるとき交通費など



かいごふじよ かいご う ひつよう ひよう
介護扶助… 介護サービスを受けるために必要な費用

じゅうたくかいしゅう ふくしようにぐ こうにゅうひ
住宅改修や福祉用具の購入費など



しゅつさんふじよ しゅつさん ひつよう ひよう
出産扶助… 出産のために必要な費用



せいぎょうふじよ こうとうがっこう しゅうがく ひつよう ひよう かつどうひ ふく しゅうしよく
生業扶助… 高等学校の就学に必要な費用（クラブ活動費を含む）、就職

ひつよう ぎのう しゅうとくひよう
に必要な技能の修得費用



そうさいふじよ そうさい ひよう
葬祭扶助… 葬祭の費用

いちじふじよ 一時扶助

被服や家具什器の買い替え、その他日常生活での出費については、最低生活費の範囲内で賄われることが原則です。

しかし、予想外の出来事が生じて多額の費用が必要となったときは、最低生活費の範囲内でのやりくりは困難な場合があります。

このため、このような特別な条件にある臨時の出費に対応するものを一時扶助といえます。一時扶助の種類と条件については以下のとおりです。

● 被服費

項目	支給される条件
布団類	保護開始時や長期入院・入所後退院・退所したときに、使用する布団が全く無いか、または使用に堪えなくなり代わりのものも無い場合
被服	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 保護開始時や長期入院・入所後退院・退所したときに、日常で着る服が全く無いか、または使用に堪えない服しか無い場合 ➤ 学童服について必要性があると福祉事務所が認めた者の場合 (小学校第4学年に進級する児童の場合のみ)
出産	出産を控えていて、新生児のための寝具・産着・おむつなどの用意が必要な場合
入院	入院中に必要な寝間着、またはそれに似た服が全く無いか、使用に堪えない服しか無い場合
おむつ	常時失禁状態の患者（介護施設入所者を除く）などが、紙おむつ・布おむつ・貸しおむつ、またはおむつの洗濯代を必要とする場合

● 家具什器費

1. 保護開始時に、最低生活に直接必要な家具什器（家具・家電・食器など）の持ち合わせが無いとき
2. 長期入院・入所後退院・退所した単身者で、新たに生活する場合、最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせが無いとき
3. 転居をした際、新住居と旧住居の設備の違いにより、最低生活に直接必要な家具什器を買い足さなければならないとき

● 入居費用

敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料

● 移送費

1. 生活扶助

- 引っ越しの際の荷造り・運搬費用
- 担当ケースワーカーの指示または指導を受けて、求職活動を行ったり面接会場へ向かうために必要な交通費 など

2. 医療扶助

- 医療機関に電車・バスなどにより受診する場合、当該受診にかかる交通費が必要な場合
- 被保護者の傷病、障害などの状態により、電車・バスなどの利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合
- 医師の往診などに係る交通費または燃料費が必要となる場合 など

● 通学交通費

高校に通学する際に必要な交通費

● 入学準備金

しょうがっこう ちゅうがっこう にゅうがく じどう せいと にゅうがくじゅんび ひょう ひつよう
小学校または中学校に入学する児童・生徒が、入学準備のための費用を必要とする

ばあい
場合

れい せいふく つうがくよう たいそうふく たいいくかん
例. 制服、ランドセル、通学用カバン、体操服、体育館シューズ など

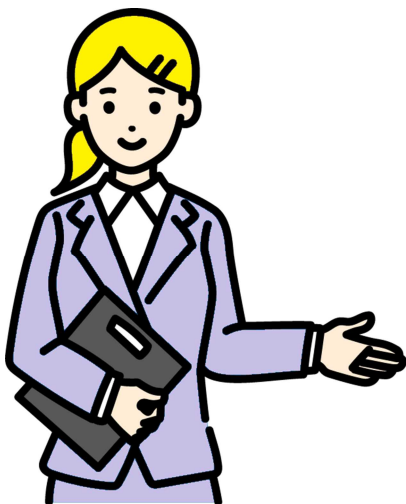
● 家財処分料

しゃくや す たんしんしゃ いりようきかん しゃかいふくししせつ にゅういん にゅうしょ
借家などに住まれている単身者が医療機関・社会福祉施設などに入院または入所し、
にゅういん にゅうしょ み こ きかん げつ こ かざい しょぶん ひつよう ばあい しききん
入院・入所見込み期間が6か月を超えることにより家財の処分が必要な場合で、敷金の
へんかんきん ほか えんじょ しょぶんひよう まかな ばあい
返還金や他からの援助などで処分費用を賄えない場合

にゅういん にゅうしょご ほごう かた ほごじゆきゆうしゃ げつ こ ばあい
(入院・入所後に保護を受けた方は、保護受給者になったときから6か月を超える場合
となります)

● その他

にんぶていきけんしんりよう ふどうさんかんていひよう など
妊婦定期検診料、不動産鑑定費用 など



かくふじょ しきゅう じょうけん くわ
各扶助の支給には条件がありますので、詳しくは
たんとう そうだん
担当ケースワーカーにご相談ください。

ほごじゆきゆうちゆう げんがく めんじよ 保護受給中に減額・免除されるもの

せいかつ ほごう あいだ つぎ げんめん ゆうよう
生活保護を受けている間、次のものは減免・猶予が受けられます。

てつづ ほうほう たんとう そうだん
手続き方法については担当ケースワーカーにご相談ください。

➤ こくみんねんきんほけんりよう
国民年金保険料

➤ にようしより てすうりよう
し尿処理の手数料

➤ じゅうみんひよう こせき こうてきしよるい こうふてすうりよう
住民票、戸籍など公的書類の交付手数料

（じちたい げんめん ばあい
自治体によっては減免できない場合があります）

➤ じゅうみんぜい けいじどうしゃぜい げんどうきつきじてんしゃ たいしよう
住民税、軽自動車税（原動機付自転車も対象です）

➤ こていしさんぜい のうき き ぜいきん げんめんかのう
固定資産税（納期が来ていない税金について減免可能です）

➤ ほいくしょほいくりよう
保育所保育料

➤ じゆしんりよう
NHK受信料

てつづ せいかつ ほごじゆきゆうしようめいしよ ひつよう
これらの手続きには「生活保護受給証明書」が必要です

ほししょう けんり 保障されている権利

1. せいとう りゆう けつてい せいかつ ほ ご へんこう
正当な理由なく、すでに決定された生活保護を変更されることはありません。
2. せいかつ ほ ご しきゅう かね ぜいきん
生活保護により支給されたお金などに税金はかかりません。
3. せいかつ ほ ご しきゅう かね ほ ご う けんり さ お
生活保護により支給されたお金や、保護を受ける権利を差し押さえられることはありません。
4. せいかつ ほ ご う けんり たにん ゆず わた
生活保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。
5. ふくしじむしょ おこな ほ ご しんせい きゃっか ほ ご へんこう ていし はいし
福祉事務所が行った保護の申請の却下、保護の変更、停止、または廃止などの
けつてい たい ふふく あるときは、その決定を知った日の翌日から3か月以内に県
ちじ たい ふふく もう た しん させいきゅう
知事に対して不服の申し立て（審査請求）をすることができます。

せいかつ ほ ご じゅきゅうちゅう まも 生活保護受給中に守っていただくこと

1. ほ ご う あいだ しゃっきん しゅうにゅう ぜつたい
保護を受けている間は、借金も収入とみなしますので絶対にしないでください。
2. けんこう いじ ぞうしん つと びょうき ひと いし しじ まも はや げんき
健康の維持・増進に努め、病気の人は医師の指示を守って、早く元気になるように
りょうよう つと
療養に努めてください。
3. はたら ひと のうりよく おう はたら てきせつ きんせんかんり おこな ししゅつ
働ける人は能力に応じて働いてください。そして適切な金銭管理を行い、支出の
せつやく はか そうき じりつ せいかつ いじ こうじょう どりよく
節約を図るなど、早期に自立できるよう、生活の維持・向上のため努力してください。
4. せいかつじょうきょう つぎ へんか すみ とど で
生活状況において次のような変化があれば、速やかに届け出をしてください。
 - せたい だれ しゅうにゅう ふ へ
世帯の誰かの収入が増えたり、減ったりしたとき
 - せたい だれ はたら しごと か しごと や
世帯の誰かが働くようになったとき、仕事が変わったとき、仕事を辞めたとき
 - せたい じんいん へんどう こんいん しゅつしやう しぼう てんしゅつ てんにゅう
世帯の人員に変動があったとき（婚姻・出生・死亡・転出・転入など）

- 各種の年金・手当・仕送りを受け始めたり、その額が変わったりしたとき
- 世帯の誰かが入院・退院・転院したとき
- 転居しようとするとき
- 家賃・地代が変わったとき
- 交通事故に遭ったとき
- 長期間（おおむね 1週間以上）家を留守にするとき
- 新たに収入や資産を得たとき（交通事故の示談金・補償金・生命保険の解約

へんれいきん にゆういんきゆうふきん そうぞく しさんじょうと
返戻金・入院給付金・相続・資産譲渡など)

- 新たに生命保険などへの加入を考えているとき
- 海外に渡航（一時帰国を含む）するとき
- その他生活状況が変わったとき

げんきん でんし しゆうにゆう えん しんこく ひつよう
現金、電子マネーなどあらゆる収入については、たとえ 1円でも申告が必要です

● 収入申告書

まいつき せたい ほごひ がく けつてい ひつよう ていきてき しゆうにゆう とど
毎月のあなたの世帯の保護費の額を決定するため必要ですので、定期的に収入の届
け出（収入申告書）を福祉事務所に提出していただくとともに、収入に変動があったとき
も、速やかに収入申告書を提出してください。

せいかつ ほご じゆきゆうちゆう かた も しさん よちよきん せいめいほけん ふどうさん
また、生活保護を受給中の方は、お持ちの資産（預貯金、生命保険、不動産など）
を最低限度の生活の維持のために活用していただく必要がありますので、資産の状況につ
いても、定期的（12か月に1回以上）に申告してください。

就労収入に対する控除

収入の申告を適正に行えば、下記のような※控除や、収入として認定しない取り扱いができることがあります。

※控除… 収入として認定する額から差し引かれることです。控除された分はあなたの手元に残ることになります。

就労収入に対する控除	
基礎控除	<p>就労収入がある場合、給与総額に応じて一定の金額が控除されます。</p> <p>例：月額100,000円の就労収入を得た場合、23,600円が控除対象</p>
未成年者控除	<p>未成年者が就労した場合、基礎控除のほかに月額11,600円が控除されます。</p>
その他必要経費	<p>社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。</p>
高校等在学者のアルバイト収入	
<p>高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代も控除の対象です。</p> <p>また、就労に役立つ自動車運転免許などの技能習得にかかる経費や、専門学校・大学等の進学のための入学金、高校卒業後の就職に伴う転居費用など、早期自立に充てられると認められたものは、収入認定せず、該当費用を積み立てることができます。</p> <p>各々の収入認定除外を受けるためには必要となる書類、資料などが異なりますので、必ず収入を得る前に担当ケースワーカーにご相談ください。</p>	

しゅうろうし えん 就労支援

なが あいだしごと ふあん しごとさきみ しごと
「長い間仕事をしていないから不安」「なかなか仕事先が見つからない」など、お仕事の
なや かた たんとう そうだん
ことでお悩みがある方は担当ケースワーカーまでご相談ください。

● せいかつ ほ ご じゆきゆうしゃとうしゅうろうじりつそくしんじぎょう 生活保護受給者等就労自立促進事業

ふくしじむしょ れんけい しえん さくせい しよくいん
福祉事務所とハローワークで連携し、支援プランを作成したうえでハローワーク職員の
たんとうしゃせい しえん りれきしょさくせいしえん めんせつしどう しよくぎょうくんれん しょうかい
担当者制による支援（履歴書作成支援、面接指導など）や職業訓練の紹介など、
あんていき きゆうしよくかつどうしえん おこな
安定的な求職活動支援を行います。

● しゅうろうじりつきゆうふきん 就労自立給付金

あんてい しよくぎょう つ ほ ご ひつよう かた たいしょう しきゅうがく ほ ご
安定した職業に就いて、保護を必要としなくなった方が対象です。支給額は、保護
だっきやくまえ しゅうろうしゅうにゅうがく おう けてい
脱却前の就労収入額に応じて決定します。

しきゅうじょうげんがく
支給上限額

- たんしんせたい まんえん
単身世帯…10万円
- たにんずうせたい まんえん
多人数世帯…15万円

● しんがく しゅうしよくじゆんびきゆうふきん 進学・就職準備給付金

こうこうとう そつぎょう だいがくとう しんがく かた あんてい しよくぎょう つ ほ ご
高校等を卒業して大学等に進学する方や、安定した職業に就くことなどにより保護を
ひつよう かた たいしょう しんがく しゅうしよく じゆんびきん しきゅう
必要としなくなる方が対象です。進学や就職のための準備金として支給します。

しきゅうがく
支給額

- しんがく しゅうしよくさき てんきよ まんえん
進学や就職先のために転居する…30万円
- げんざい じたく つうがく つうきん まんえん
現在の自宅から通学や通勤する…10万円

しどう しじ 指導と指示

ふくしじむしょ てきせい ほご おこな ひつよう おう しどう しじ
福祉事務所では、適正な保護を行うために、必要に応じて指導や指示をすることがあ
ります。この指導や指示に^{したが}従わない場合は、^{ばあい}保護の^{ほご}停止・^{はいし}廃止・^{へんこう}変更が行われることがあ
ります。

い か いちれい
以下は一例です。

- ^{びょうき} 病気が^{なお}ケガが治ったり、^{びょうじょう} 病状が^{かる}軽くなって^{はたら}働けるようになったのに^{はたら}働こうとしないとき
- ^{はたら} 働いていても^{にっすう}日数や^{じかん}時間が^{すく}少ないなど、^{ほんにん} 本人の^{のうりよく}能力や^{せたい}世帯の^{じょうきょう}状況から^{はんだん}判断して
^{じゅうぶん} 十分な^{しゅうにゅう}収入を^え得ているとは^{みと}認められないとき
- ^{がっこう} 学校を^{そつぎょう}卒業したのに、^{いっこう} 一向に^{はたら}働こうとしないとき
- ^{びょうにん} 病人や^{こども}子供の^{せわ}世話が^{ひつよう}必要なくなったのに、^{はたら}働こうとしないとき
- ^{からだ} 体の^{ぐあい}具合が悪いのに、^{いし} 医師の^い言うことを^き聞かないで^{ちりょう}治療を^{おこた}怠っているとき
- ^{かつよう} 活用できる^{しさん}資産があるにも^{かか}関わらず、^{かつよう} 活用をしないとき
- ^{せたい} 世帯の^{しゅうにゅう}収入やその^{ないよう}内容を^{しょうめい}証明する^{しりょう}資料などを^{ていしゆつ}提出しないとき
- ^{せいかつ} 生活の^{いじ}維持・^{こうじょう}向上に^{どりよく}努力しないとき
- ^{しきゅう} 支給した^{ほご}保護費を^ひ計画的に^{けいかくてき}消費しないとき

ほか ^{せたい} 世帯の^{じょうきょう}状況に^{おう}応じ、^{じりつじょちよう} 自立助長のために^{しどう} 指導や^{しじ} 指示を行う^{おこな}ことがあります。

ほごひ へんかん 保護費の返還

さしせまった事情のため、資力があるにも関わらず生活保護を受けた場合、または諸事情で保護費に払い過ぎが生じた場合には、すでに支給された生活保護費（医療費など現金支給以外を含む）を返していただく必要があります。

たとえば次のような場合です。

1. 働いていることや給料などの収入を申告していなかったとき（高校生のアルバイト収入を含みます。）
2. 資産を売却したとき
3. 生命保険の解約返戻金や保険金を受け取ったとき
4. 各種の年金、手当をさかのぼって受け取ったとき
5. 交通事故の補償金、慰謝料を受け取ったとき

収入を得るために必要とした経費について、世帯の自立の観点から、一部が返還額から控除される場合もあります。収入の申告の際にケースワーカーにご相談ください。

不正な方法で保護を受けた場合には、これまでに不正に受けた保護費のすべて

（不正受給額の最大4割の金額を上乗せする場合があります）を返還していただきます。 また、法律により処罰される場合があります。

医療機関にかかるとき

1. 福祉事務所で「医療券」を受け取り、それを病院・診療所に提出して診察を受けてください。
2. 生活保護法で指定されている医療機関で受診してください。
3. 休日や夜間などに病院に行かれるときは、生活保護受給者であることを窓口で必ず伝えたくえで受診してください。その後、福祉事務所までその件をすみやかにご連絡ください。
4. 「国民健康保険証」「後期高齢者保険証」は使うことができませんので、保険証を保険医療課までお返しください。
5. 会社などから発行される保険証を使える方は、「医療券」の交付を受けて、保険証を添えて医療機関に提出してください。
6. 柔道整復（接骨院）、あん摩、マッサージ、はり・きゅうにかかる場合には、事前に担当ケースワーカーにご相談ください。
7. 入退院される時、退院後外来通院される時は福祉事務所までご連絡ください。
8. 処方されるのは、原則ジェネリック医薬品です。
 ※ジェネリック医薬品… 新薬の特許が切れたあとに販売される、新薬と有効成分・品質・効き目・安全性が同等であると国から認められた低価格の後発医薬品
9. 「自立支援医療受給者証」、「特定医療費受給者証」をお持ちの方は、必ず指定されている病院で受給者証をご提示のうえ受診してください。

かいご 介護をうけたいとき

さいじょう 65歳以上で、にんちしょう 認知症やね 寝たきりなどでかいご 介護が必要な方は、ひつよう 必要なたは、はけん ホームヘルパー派遣などのかいご 介護サービスがりよう 利用できます。

さい 40歳から さい 64歳までのひと 人で、しろうき 初老期におけるにんちしょう 認知症やのうけっかんしっかん 脳血管疾患などろうか 老化に伴うびょうき 病気（16のとくていしっぺい 特定疾病）がげんいん 原因で、かいご 介護などがひつよう 必要と認められた場合にもかいご 介護サービスがりよう 利用できます。

りよう 利用をごきぼう 希望の方はかた 担当たんとう ケースワーカーにそうだん にご相談ください。



民生委員とケースワーカー

● 民生委員

民生委員は、地域に住む人たちの、生活面での困ったことや心配事に対して相談に乗ったり、必要な助言や指導を行う方です。

福祉事務所と協力して、あなたが自立した生活を送ることができるよう様々なお手伝いをします。

民生委員には守秘義務がありますので、安心してご相談ください。また、必要な場合、民生委員が家庭訪問を行うこともあります。

● ケースワーカー

福祉事務所には、それぞれの地区を担当する地区担当員（ケースワーカー）がいます。

ケースワーカーは、生活保護に関する相談や生活保護を実施するために必要な援助などを行うための家庭訪問や、生活向上のために必要に応じた助言・指導を行います。

ケースワーカーには守秘義務がありますので、分からないことや困ったことがありましたら遠慮なくご相談ください。



生活保護が必要なくなったとき

生活保護から脱却された際には下記のような手続きが必要です。

1. 会社の健康保険に加入されていない方は、国民健康保険の加入手続き
2. 介護保険の被保険者の方は、介護保険料の支払い方法の変更手続き
3. 老人、母子、障害者、乳幼児医療や特定疾患医療などに該当する方は、その加入手続き
4. 国民年金掛金の納付が困難な方は、減免申請の相談や手続き
5. 小学校や中学校のお子様がいらっしゃる方は、就学援助の相談や手続き
6. NHK放送受信料やし尿手数料の減額を受けていた方は、保護が必要なくなった旨を連絡

